

# 大気規制に関する行政指導指針

(令和3年12月1日制定)

## 1. 目的

この指針は、工場及び事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん及び水銀並びに大気中に排出されるダイオキシン類並びに有害ガスに関して、排出基準及び構造等基準を遵守させることにより、市民の健康の保護と生活環境の保全に資するため、工場等に対して行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 違反 次号若しくは第3号に適合しないこと又は第4号を実施していないことをいう。

(2) 排出基準 次に掲げるものをいう。

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第3条第1項、第17条の4又は第18条の27に規定する排出基準

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第2項第1号に規定する大気排出基準

ウ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）第6条第1項又は第28条に規定する排出基準

エ 岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）第38条第1項に規定する規制基準

(3) 構造等基準 次に掲げるものをいう。

ア 大気汚染防止法第18条の3に規定する構造並びに使用及び管理に関する基準

イ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第25条に規定する構造等の基準

ウ 岡山市環境保全条例第38条第1項に規定する施設管理基準

(4) 測定等 次に掲げるものをいう。

ア 大気汚染防止法第16条に規定するばい煙量等の測定、記録及び保存、同法第17条の12に規定する揮発性有機化合物濃度の測定及び記録又は同法第18条の35に規定する水銀濃度の測定、記録及び保存

イ ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項に規定する設置者（同法第10条に規定する大気基準適用施設に限る。）による測定

ウ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第17条に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度の測定、記録及び保存又は同条例第36条に規定する有害ガスの量若しくは濃度の測定、記録及び保存

- (5) 報告の徴収 大気汚染防止法第26条第1項、ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項、岡山県環境への負荷の低減に関する条例第113条又は岡山市環境保全条例第54条第2項の規定に基づく報告の徴収をいう。
- (6) 指導 岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。

### 3. 対象工場等

指導は、排出基準及び測定等に係る違反にあっては報告の徴収の結果（測定等に係る違反のうち、過去に測定等をしていない場合その他の違反の事実が明白であると認める場合における違反にあっては聴取の結果）から、構造等基準にあっては立入検査の結果から違反事実が判明した工場等を対象に、施設ごとに行うものとする。

### 4. 指導の基準

指導は、次の各号に定める違反の状況等を考慮し、別に定める大気規制に関する行政指導指針運用基準（以下「運用基準」という。）により施設ごとに行う。ただし、違反の原因が悪質で、緊急の措置を必要とするなど運用基準によりがたい場合はこの限りではない。

- (1) 違反した項目の種類
- (2) 違反の原因
- (3) 過去の違反状況

### 5. 指導の方法

指導の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反判明後速やかに違反の事実（該当施設、日時、違反項目、測定値等）を通知し、改善のための応急措置を講じるよう指導する。
- (2) 期限を定めて違反が生じた経緯、違反の原因となった施設の使用の方法等について記載した書面（以下「報告書」という。）の提出を求める。
- (3) 報告書は来庁による提出とし、来庁時に併せて違反の原因及び再発防止策について聴取を行う。
- (4) 聴取した内容に基づき、「注意書」による注意又は「改善勧告書」による改善勧告を行い、期限を定めて改善の指導を行う。ただし、注意にあっては、報告書の内容及び聴取した内容から、注意を行うことが相当と認める時期に行うものとする。
- (5) 報告書の内容及び聴取した内容から、違反の原因が施設によるものである場合、運用基準により期限を定めて違反の原因、改善措置の具体的な内容、改善措置完了予定年月日等を記載した書面（以下「改善計画書」という。）を提出させる。ただし、改善計画書の提出は、報告書に改善の計画が記載されていない場合であって、報告書の内容及び聴取した内容から当該違反の原因を解消する具体的な改善措置が完了していない場合に限る。

- (6) 前号の改善計画書は来庁による提出とする。
- (7) 第5号により改善措置が完了した場合は、書面又は口頭で速やかに完了の報告をさせる。
- (8) 前号により改善措置の完了の報告があったときは、違反のあった施設の検査を行い、実際に改善措置が完了していることを確認する。

#### 附 則

本指針は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年2月2日決裁岡環保第4415号）

本指針は、令和4年2月2日から施行する。

附 則（令和4年10月13日決裁岡環保第3412号）

本指針は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日決裁岡環保第4327号）

本指針は、令和5年12月13日から施行する。